

議案第48号

専決処分の承認について

小松島市国民健康保険税条例（昭和35年小松島市条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年5月30日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

専決第5号

小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

小松島市国民健康保険税条例（昭和35年小松島市条例第5号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年3月31日専決

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成25年3月31日

小松島市条例第21号

小松島市国民健康保険税条例（昭和35年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第24条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

（3） 特定継続世帯 17,700円

第7条の3第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の1号を加える。

（3） 特定継続世帯 4,875円

第24条第1号イ中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯 12,390円

第24条第1号エ中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯 3,413円

第24条第2号イ中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯 8,850円

第24条第2号エ中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 2, 438円

第24条第3号イ中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 3, 540円

第24条第3号エ中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 975円

附則第4項中「同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法）の次に「（昭和32年法律第26号）」を加え、「第3条中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この条において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第1項各号」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と」を削る。

附則第6項中「第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と」を削る。

附則第8項中「第35条の2の6第11項」を「第35条の2の6第15項」に改める。

附則第9項中「第35条の3第13項」を「第35条の3第11項」に改める。

附則第10項中「第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の

金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と」を削る。

附則第12項中「、第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と」を削る。

附則第13項中「、第3条中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第1項各号」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と」を削る。

附則第14項中「、第3条中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第1項各号」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と」を削る。

附則第16項中「第44条の2第3項」を「第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第16項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の小松島市国民健康保険

税条例（以下「新条例」という。）の規定は，平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，平成24年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。

- 3 新条例附則第16項の規定は，平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。